

NPO 法人サタデーピア定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人サタデーピアという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、精神保健福祉の向上を図り、人権の擁護、平和の推進、子どもの健全育成等を図る活動ならびに、その活動に係る施設の設置、運営等の事業を行うことにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 講演会、研修会、コンサート等の企画運営事業
- (2) コンサルティング等の相談、助言援助および講師・演者の派遣事業
- (3) 障害福祉サービス事業
- (4) 広報・出版事業
- (5) 人材育成事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に対して功勞のあった個人または団体

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなくてはならない。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同し、活動できる個人
- (2) 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、協力できる個人または団体
- (3) 名誉会員は、この法人の目的に賛同し、功勞のあった個人または団体

2 正会員または賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出するものとし、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。名誉会員は、理事が推薦し、理事会で承認されなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときには、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなくてはならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

ただし、名誉会員は、入会金・年会費ともに納入を要しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 1人以上 3人以内

2 理事のうち、理事長を1人、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときには、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款で定められた理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号を報告するために必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、第13条第1項に定める最少の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 役員を選任または解任
- (6) 解散した場合の残余財産の処分
- (7) その他理事会から付議された事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面または電磁的方法（滋賀県特定非営利活動促進法施行条例第6条に定めるものを言う。以下同じ）によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号、第 50 条、第 51 条第 2 項および第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保
存しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者等および表決委任者がある場合にあつては、
その数を付記すること）
- (3) 審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、
押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず正会員の全員が書面又は電磁的方法によって同意した場合
には、総会の決議があつたものとみなす。書面等において決議がなされた場合において
は次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (2) 役員の職務および報酬
- (3) 借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄

- (4) 総会に付議するべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 事務局の組織および運営に関する事項
- (7) 入会金および会費の額
- (8) その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合。
- (2) 理事現在総数の3分の2以上の理事から、会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までには通知しなくてはならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長が欠席したときは、その理事会において出席理事のうちから選任する。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事

長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(事業計画および予算)

第41条 この法人の事業計画および活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合にも同様とする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立していないときには、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日までに前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第43条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときには、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 事務局

(設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織およびその運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類および帳簿の備置き)

第49条 事務局には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿および証拠書類

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項

- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の過半数の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、滋賀県に帰属させるものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(公告)

第54条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第55条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経

て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金および年会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金 ¥2000 年会費 ¥1000

(2) 賛助会員

入会金 個人 ¥2000 団体 ¥5000

年会費（一口） 個人 ¥3000 団体 ¥5000

- 3 この法人設立当初の役員は、第14条第1項および第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 理事長 内池 貴美子

(2) 副理事長 中林 妙子

(3) 理 事 小野 和子

(4) 理 事 上ノ山 眞佐子

(5) 監 事 西永 しおり

- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成13年5月31日までとする。

- 5 この法人の設立当初年度の事業計画および予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 6 この法人の設立当初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。